

第7期太宰府市障がい福祉計画（案）の修正（抜粋）

5. 相談支援体制の充実・強化等

第6期計画の検証

令和3年4月に直営型の基幹相談支援センターを1か所設置し、専門的職員の配置による総合的・専門的な相談支援の実施を達成しています。また、地域の相談支援事業者に対する指導や助言、相談支援の人材育成等の活動実施については、十分とは言い難く、課題が残る状況です。

国の基本指針

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

本市の成果目標

項目	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済の基幹相談支援センターに、専門的職員の配置等を行い、更なる充実を図ることを目標とする。

<p>基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化</p>	<p>基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者に対する指導や助言、相談支援の人材育成等の活動を十分に実施できるよう、ネットワーク会議における事例検証や相談支援事業所への訪問、各種研修への参加促進等による市全体の相談支援体制の充実を図る。</p>
<p>協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善</p>	<p>筑紫地区地域自立支援協議会相談支援部会等において、相談支援事業所とともに事例検討等を行うものとする。</p>

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第6期計画の検証

福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修には、毎年延べ10人程度の職員が参加しています。また、令和4年度から障がい福祉サービス給付費の請求審査ソフトを導入し、審査結果について職員間や事業所との共有に努めています。指導監査結果等については、必要に応じて関係市町村と共有することとしています。

国の基本指針

サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取り組みを通じて利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

本市の成果目標

項目	考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	活動指標において、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定する。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制について、計画期間内の整備をめざし、その実施回数の見込みについては、活動指標にて定める。
指導監査結果の関係市町村との共有	県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と今後も共有していく。